



流山市監査委員告示第2号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和6年2月1日

流山市監査委員

菅生 泰久



流山市監査委員

藤井 俊行





第4号様式

流教博第105号  
令和5年12月19日

(宛先) 流山市監査委員

流山市教育委員会  
教育長 田中 弘美



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和5年11月30日付け、流監第105号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

## 措置事項報告書

報告年月日・番号		令和5年11月30日・流監第105号	
監査の種別		公の施設の指定管理者監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
株式会社 流山ツーリズムデザイン	指摘	定款第18条に、「株主総会の議事については、法令で定めるところにより、その経過の要領及び結果等を記載または記録した議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印または電子署名を行う。」とあるが、議事録が所在不明となっているもの、記録はあるが署名等がないものなどが散見された。今後は、管理体制を強化するとともに、定款等、各規程を遵守した所要の事務手続きを着実に実行することを徹底されたい。	書類等の作成及び保管、整備について、今後遺漏のないよう管理体制の強化を図るとともに、所要の事務手続きを着実に遂行します。
株式会社 流山ツーリズムデザイン	指摘	本社経費の外注費で支出している契約案件の締結にあたり、役員全員の「同意書」あるいは「議事録」が必要とされているが、一部書類が所在不明となっていた。また、令和3年3月31日に定款を改定したことにより、監査役が意見を述べるができることとなったが、記録がなかった。このような書類の不備は従業員の認識や知識不足だけでなく、監視・監督義務を問われることになるため、今後は十分に注意し書類等の整備を行うことを強く求める。	書類等の作成及び保管、整備について、今後遺漏のないよう管理体制の強化を図るとともに、所要の事務手続きを着実に遂行します。
株式会社 流山ツーリズムデザイン	指摘	適正な手続きのもと契約書を作成すべきところ、事務の失念により契約行為が行われないまま2年以上の間、未契約の状態で履行されていた事例があった。また、当初作成する予定であった当該業務委託契約書の内容の一部と現状にそごが生じており、業務の進捗等を確認するための報告義務など、通常必要と思われる内容も含まれていなかった。契約書の内容を再検討し、今後は、会社として適時適切な対応がとられるよう事務の執行体制の改善を図った上で、内部統制機能の強化やコンプライアンス意識を徹底し、再発防止に取り組まれたい。	一部の契約について、契約書の存在が確認できず、結果として契約行為の有無が判明できない状態であったことから改めて契約書を作成し、締結することとした。今後は業務の進捗確認や報告を徹底し、適切な対応が図れるよう再発防止に努めます。
博物館	指摘	令和4年度指定管理者収支実績報告書に記載されている金額と年次業務報告書及び収支決算書の内容に相違があった。また、同実績報告書の施設利用料についても、収入額に修正はないものの計上科目の誤りがあった。金額の相違については、「地域独自の観光資源を活用した地域の稼げる看板商品の創出事業補助金」の交付を受け実施した事業に関する会計処理に対する認識の誤りに起因したものであったため、今後は同様の事例が発生しないよう指定管理者等に充分確認するなど、事務の適正な執行を図るよう取り組まれたい。	令和4年度指定管理収支実績報告書は、令和5年10月13日付けで副市長決裁を終え企画政策課に提出しました。今後は、指定管理者と十分に内容確認を行い、相違のないよう努めます。
株式会社 流山ツーリズムデザイン	意見	図録等販売について、月次報告書の書籍等販売明細書と一茶双樹記念館博物館関係販売物在庫確認報告書の在庫数に一部相違が生じている箇所があった。図録等販売の収入は、年次報告にも関連するものであるため、月次報告時には在庫数と書類の整合性を確認するなど、慎重な管理を要望する。	月次報告書の書籍等販売明細書及び一茶双樹記念館博物館関係販売物在庫確認報告書の作成に際しては、複数名で確認を行い在庫数に相違がないように努めます。
株式会社 流山ツーリズムデザイン	意見	公の施設の指定管理者監査を実施するにあたり、代表取締役の原本証明を付して提出された定款と現行の定款に相違があった。社内で定款の改正が十分に認識されていなかったことにより発生した事例であることから、今後また、同様のことが起こらないよう文書等を体系的に管理する体制を整備するなどの対策を検討されたい。	提出時に改正後の定款を提出すべきところを改正前の定款を提出したミスであるが、保管等がしっかりしていれば防げたことであることから、管理体制の強化に努めます。
株式会社 流山ツーリズムデザイン 生涯学習部博物館	意見	年次報告書の設備・機械の点検回数や収入の金額等と月次報告書と記載された内容に相違があった。毎月提出される報告書の集計や転記ミスによるものであったため、指定管理者において適正な数値の算出ができるよう業務の効率化を検討し、事務のミス未然防止を図られたい。また所管課においても提出された書類を充分チェックすることで、今後は同様の間違いが起こらないよう事務処理の適正性の確保に努めることを要望する。	月次報告書及び年次報告書を作成する上で、根拠資料を確認し、複数名で確認を行い、金額等の相違や文字切れがないよう事務のミス防止に努めます。また、博物館としても報告書の内容について確認に努めます。

株式会社 流山ツーリズムデザイン 生涯学習部博物館	意見	令和4年度事業として「飲食の提供」や「呈茶」を実施しているが、自主事業に係る経費の一部が指定管理料から支出されていた。自主事業に関する経費は指定管理料に含まれないことから、指定管理事業と自主事業の考え方や費用負担を博物館と協議の上で整理をし、区分を明確にするよう要望する。	指定管理者と博物館で協議を行い、自主事業に係る経費を指定管理料に含めないよう指定管理料と自主事業の支出計上科目の区分けを明確にしました。
株式会社 流山ツーリズムデザイン 生涯学習部博物館	意見	施設の利用料金については、条例に定める金額の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めることとなっているが、利用料金承認申請書が提出されていなかった。現在の利用料金の承認手続きについては早急に行い、再選定時にも、手続きの漏れがないよう、博物館は指定管理者を指導するよう要望する。	施設の利用料金については、令和5年10月3日付けで利用料金承認申請書の提出を受け、料金の承認を通知しました。なお、再選定時にも、手続きの漏れがないようにします。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。